

関連事件 令和2年(ハ)第18号  
事件番号 令和2年( )第 号  
文書提出命令申立事件  
申立人  
相手方



## 文書提出命令申立書

令和2年2月18日

名古屋簡易裁判所民事1係御中

申立人 大原 義



紛争当事者の表示 別紙「紛争当事者目録」記載のとおり

申立人(原告)は、つぎのとおり文書提出命令を申立てます。

### 第1 申立ての趣旨

別紙「文書目録記載1及び記載2」の文書を提出せよ。

との決定を求めます。

### 第2 文書の表示

文書目録記載のとおり

### 第3 文書の所持者

### 第4 立証されるべき事実

1 原被告間において発生した損害賠償の事実

### 第5 文書提出義務の原因

1 原告が認知した事実は、株式会社トライグループから間接的に知った事実である(甲1及び甲2)。

というのは、現在名古屋地方裁判所に係属する令和元年(ワ)第5115号事件(訴額817万9,693円)(以下「他方事件」と

いう。) の関連事件である令和元年(労)第137号事件の被告である株式会社トライグループ(以下「当該法人」という。)が、第1回労働審判手続期日である令和元年11月15日に当該事件の原告である本件申立人に対して乙第6号証及び乙第7号証を名古屋地方裁判所に提出したことにより知らされたからである(乙第6号証=甲第1号証、乙第7号証=甲第2号証)。

2 さらには、当該書証(甲1及び甲2)には、改竄された痕跡が見受けられる。

したがって、本件申立人が他方事件被告に対して送信又は発信した事実が仮に改竄されているならば、改竄される前の責任は、本件被告がとるべきものである。

3 しかし、改竄された以後の責任の所在は他方事件の被告である株式会社トライグループ及び同代表者代表取締役が負うべきものである。

4 したがって、本件の原被告間で争っている事実には瑕疵があり、原告が認知している事実との間に齟齬が生じている可能性は否定できない。

5 客観的事実として、たとえば、当該法人は労働基準法第20条違反を犯している(甲3)。当該違反した使用者は、6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる(労働基準法第119条)ほか、裁判所は労働者の請求により、支払うべき解雇予告手当と同一額の付加金の支払を命ずることができる。この場合の処罰対象者は、法人等のために違反行為を行った代理人、使用人その他の従業員、すなわち違反行為に直接手を下した者のうち最上位の行為者(共犯を除く。)又は法人等の代表者(代表取締役)が実行犯として処

罰対象となる。さらに、労働基準法は、第121条の両罰規定により、前記の違反行為を行った者に対する処罰のほか、利益帰属主体である法人に対しても各本条の罰金刑が科されることとなると解するところであるが、仮説ではあるが、本件相手方が当該実行犯とされ、処罰される懸念について、移送申立書に対する意見書においては裁判官色川幸太郎の反対意見を引用し伝えたかった、また、過日、同様に調停の場においては相手方に直接伝えたかったことであり調停委員の方にその旨申し上げたが、相手方本人は同席しなかつたため伝えられず、当該記録が残っているかは定かではない。おそらく伝わっていないと思われる所以、これが、申立人の私にできる、同僚として相手方に対する最後の助け船である。

6 しかし、令和2年2月12日付意見書に記載のとおり、相手方は申立人に対して「一線を越えた」責任までなかったことにすることはできない。ポイント・オブ・ノーリターンである。したがって、取るべき責任は取っていただくべきである、一方で取るべき必要もない責任まで被告会社から負わされる必要はないのである。

7 現実に、令和2年2月14日付意見書においても、残念ながら、相手方のベネフィットに関する記載はないといってよい。他方、事件被告による改竄等の瑕疵がある等当該責任の所在は他方事件被告会社及び同代表者代表取締役が負うべきものであるところ、本件被告が負うべきではない責任まで負わされることが否定できない。併合によって当該可能性が大きくなることが否定できない以上、本件申立ては可及的速やかに申立ての趣旨のとおり決定され相手方の標記文書の原本を確認することが必要である。当該確認には時間を惜しまず、その上で慎重に移送・併合の判断をすべきであると解されるとこ

ろである。

8 なお、本件文書の提出義務は、最終的に提出した方が相手方のリスクよりもベネフィットが上回るはずであり、文書を秘匿又は滅失させることのほうがデメリットが大きくなるので、つぎの判例を参考にされたい。（文書の）「所持者に与える不利益の内容、程度等と、当該民事事件の内容、性質、当該民事事件の証拠としての当該文書を必要とする程度等の諸般の事情を比較衡量して」（最高裁判所平成18年（許）第19号同年10月3日第三小法廷決定・民集60巻8号2647頁参照）と判事し、本件文書の提出義務を負う（甲4）。

#### 以下参考の意見

1 関連事件である令和元年（ノ）第383号損害賠償請求調停事件の令和元年12月24日付答弁書によれば、7で「相手方と染矢英貴が記載されたようなやりとりを行ったことは認める。」同様に8で「相手方が会社の執行役員に対して引用されたようなメールを送信したことは認める。のぞみ総合法律事務所は当該執行役員から当該メールの転送を受けた者である。」とあり、「内容は真実である。」と言い切る一方で、「ような」との記載が気になるところである。

2 他方で、標記関連事件において申立人が令和2年2月12日付移送申立書に対する意見書に対して出された被告の令和2年2月14日付意見書について1点目め1頁・1. 本件訴訟の概要は、原告の認識とかなりズレている。本件は、令和2年2月12日付移送申立書に対する意見書に記載のとおり、本件被告の行為は、原告の評価をおとしめ、かつ、風評被害をもたらし、ならびに原告の基本的人権を侵害したことに対する慰謝料を求める趣旨である。本件訴訟は、令和2年2月12日付当該意見書記載のとおり、当該行為がひいては解雇につなが

ったか否かとは関係なく、損害が発生しているのである。

- 3 その一方で、具体的にいうと、原告は、事実被告に対して性交渉を要求していないし、性行為もしていない。仮に、「(原告が) 下半身を露出した状態」が事実であったとしても、男性同士で大した問題ではないのではないか。いつ、何度そのようなことがあったのか。二重三重に心理的負担を与えるとは、具体的に何を指しているのか。そんなことよりも、たとえば6箇月以下の懲役…と前科がついて人生を棒に振ることのほうがよっぽど酷い話であることはいうに及ばずである。もっと慎重に検討すべきである。
- 4 被告訴訟代理人は他方事件被告の答弁書を提出していないにもかかわらず、別訴事件について述べているが、記載された内容は事実であるかどうかわからないことばかりであるので、何ら言及できない。
- 5 したがって、こうした状況下において、移送・併合して審理するとなると、ますます被告会社に相手方が単に利用され、本件被告が「本人不在裁判」によって裁きを受ける可能性が大きくなることが危惧されると解されるところである。

以上

別紙

文書目録

記載 1

本件損害賠償請求に係る被告が株式会社トライグループ及び当該関係者に対して送受信又は発信・受領した文書の原本の一切

記載 2

ただし、上記記載 1 のうち、現在名古屋地方裁判所に係属する令和元年（ワ）第 5115 号事件（訴額 817 万 9,693 円）（以下「他方事件」という。）の関連事件で令和元年（劳）第 137 号事件の被告である株式会社トライグループが、第 1 回労働審判手続期日である令和元年 11 月 15 日に当該事件の原告であり本件申立人に対して裁判所に提出した乙第 6 号証及び乙第 7 号証に係る本件相手方の被告への対応部分

なお、乙第 6 号証及び乙第 7 号証とは、本申立書でいう甲第 1 号証及び甲第 2 号証である

記載 1 及び記載 2 の文書につき特定個人情報（マイナンバー）に係る部分があれば、当該部分はマスキング処理をしてください

以上